

### 海津郡 3 町合併協議会の調整内容

(協議第 4 1 号) H15. 2.12(第 6 回)提出 H15. 3.13(第 10 回)確認

協議第 4 1 号	各種事務事業の取扱いに関すること	協議細目	上下水道事業(水道事業)
調整方針(案)	<p>1 加入金については、南濃町の例により、一律 15,000円(消費税別途)とする。</p> <p>2 使用料金については、海津町 基本料金 1,400円/10? 超過料金 140円/?  平田町 基本料金 1,400円/10? 超過料金 130円/?  南濃町 基本料金 950円/10? 超過料金 100円/?</p> <p>とし、合計額に消費税を加えたものとする。(10円未満切り捨て)  上記使用料金については、合併 3 年後に適正な価格を定めて統一する。</p> <p>3 検針については、平田町の例により隔月検針とする。</p> <p>4 用途区分及び口径別については、廃止する。</p> <p>5 南濃町の簡易水道料金については、事業完了まで、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>		

		現 状																															
項 目	海津町	平田町	南濃町																														
水道利用加入金 概 要	給水装置を新設又は撤去しようとするものは町長の定める所によりあらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。	給水装置の新設、増設、改造及び撤去工事(以下「工事費」という。)をしようとする者は、あらかじめ町長に申込まなければならない。 前項の申込みにより町長が必要であると認めるときは、利害関係人の同意書などの提出を認めることができる。	給水装置の新設、改造又は撤去工事(以下「工事費」という。)をしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、町長が別に定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。 前項の申込みにあたり町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。																														
負 担 金	給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は当該申込者の負担とする。ただし、町長が必要であると認めたものについては、この限りではない。	給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、町長が町の費用で施工することを適当と認めたものについてはこの限りではない。	工事に要する費用(以下「工事費」という。)は当該工事申込者の負担とする。 配水管を布設していない地域で給水装置を新設しようとする者は、配水管布設に要する工事費を別に定めるところにより負担するものとする。ただし、町長が必要であると認めたものについては、町においてその一部又は全部を負担することができる。																														
加 入 金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口径</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>140,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>470,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,030,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>そのつど町長が定める</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">消費税別途</p>	口径	金 額	13mm	60,000円	20mm	100,000円	25mm	140,000円	40mm	310,000円	50mm	470,000円	75mm	1,030,000円	100mm	そのつど町長が定める	一律 50,000 円 消費税別途	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口径</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>15,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	金 額	13mm	15,000円	20mm	15,000円	25mm	15,000円	40mm	15,000円	50mm	15,000円	75mm	15,000円
口径	金 額																																
13mm	60,000円																																
20mm	100,000円																																
25mm	140,000円																																
40mm	310,000円																																
50mm	470,000円																																
75mm	1,030,000円																																
100mm	そのつど町長が定める																																
口径	金 額																																
13mm	15,000円																																
20mm	15,000円																																
25mm	15,000円																																
40mm	15,000円																																
50mm	15,000円																																
75mm	15,000円																																

現 状			
項 目	海津町	平田町	南濃町
検 針	毎月（20日から31日頃）年 12回	偶数月（15日から25日頃）年 6回	奇数月（15日から26日頃）年 6回 偶数月（15日から26日頃）年 6回
料 金 の 算 定	「上水道」 料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむ得ない理由のあるときは、町長は定例日以外の日に点検を行うことができる。	「上水道」 料金は、定例日にメーターの点検を行いその日の属する月分として算定する。ただし、やむ得ない事由があるときは、町長はこれを変更することができる。	「上水道」 料金は、2箇月毎の一定期日（料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。）に量水器の検針を行い、前条に規定する2箇月分を基準に算定して得た額とする。ただし、やむ得ない理由がある場合は、町長はこれを変更することができる。
料 金 の 徴 収 方 法	「上水道」 料金は、町税の例により毎月徴収する。ただし、町長は必要があるときはこの限りでない。	「上水道」 料金は納入通知書により隔月徴収する。ただし、町長が必要であると認めるときは、この限りでない。	「上水道」 料金は納額通知書により隔月徴収する。ただし、町長が必要であると認めるときは、この限りでない。 「簡易水道」 料金は納額告知書又は、集金の方法により、隔月徴収する。ただし、町長が必要であると認めるときは、この限りでない。
用 途 区 分	公衆浴場用	官公署用、大口消費用、共同用	
料 金	料金は、合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。	料金は、合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に基づく税率を乗じて得た金額を加えた額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	料金は、別表による。

現 状

項 目	海津町	平田町	南濃町																																																										
料 金	専用給水装置	専用給水装置	上水道																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用 途</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 1? につき</th> </tr> <tr> <th>水 量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10?</td> <td>1,400円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>600?</td> <td>43,000円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 1? につき	水 量	料 金	一般用	10?	1,400円	140円	公衆浴場用	600?	43,000円	80円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用 途</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 1? につき</th> </tr> <tr> <th>水 量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10?</td> <td>1,400円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>官公署用</td> <td>20?</td> <td>1,700円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>大口消費用</td> <td>100?</td> <td>9,000円</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 1? につき	水 量	料 金	一般用	10?	1,400円	130円	官公署用	20?	1,700円	130円	大口消費用	100?	9,000円	130円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径</th> <th>基本料金 (20? まで)</th> <th>超過料金 (基本水量を超 える1? まで)</th> <th rowspan="2">休止 料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,900円</td> <td>100円</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 ヶ 月 200 円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,900円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>3,600円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>4,300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>5,800円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>7,300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>10,900円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	基本料金 (20? まで)	超過料金 (基本水量を超 える1? まで)	休止 料金	13mm	1,900円	100円	1 ヶ 月 200 円	20mm	2,900円	100円	25mm	3,600円	100円	30mm	4,300円	100円	40mm	5,800円	100円	50mm	7,300円	100円	75mm	10,900円	100円
	用 途		基本料金 (1ヶ月につき)			超過料金 1? につき																																																							
		水 量	料 金																																																										
	一般用	10?	1,400円	140円																																																									
	公衆浴場用	600?	43,000円	80円																																																									
	用 途	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 1? につき																																																									
		水 量	料 金																																																										
	一般用	10?	1,400円	130円																																																									
	官公署用	20?	1,700円	130円																																																									
大口消費用	100?	9,000円	130円																																																										
口径	基本料金 (20? まで)	超過料金 (基本水量を超 える1? まで)	休止 料金																																																										
	13mm	1,900円		100円	1 ヶ 月 200 円																																																								
20mm	2,900円	100円																																																											
25mm	3,600円	100円																																																											
30mm	4,300円	100円																																																											
40mm	5,800円	100円																																																											
50mm	7,300円	100円																																																											
75mm	10,900円	100円																																																											
		共同給水装置																																																											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用 途</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 1? につき</th> </tr> <tr> <th>水 量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同用</td> <td>20?</td> <td>1,700円</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 1? につき	水 量	料 金	共同用	20?	1,700円	130円																																																	
用 途	基本料金 (1ヶ月につき)			超過料金 1? につき																																																									
	水 量	料 金																																																											
共同用	20?	1,700円	130円																																																										
			<p>上野河戸簡易水道</p> <p>・ 1世帯当たり月額210円</p> <p>駒野簡易水道</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">1世帯2ヶ月当たり</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金 (20? まで)</th> <th>超過料金 (基本水量を超 える1? まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,050円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,575円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,890円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>2,100円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>2,100円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>2,625円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>5,670円</td> <td>55円</td> </tr> </tbody> </table> <p>駒野簡易水道(拡張区域)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">1世帯2ヶ月当たり</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金 (基本水量を超 える1? まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>20? まで</td> <td>1,680円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>30? まで</td> <td>2,520円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>30? まで</td> <td>3,360円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>40? まで</td> <td>5,040円</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>50? まで</td> <td>6,720円</td> <td>55円</td> </tr> </tbody> </table>	1世帯2ヶ月当たり			口径	基本料金 (20? まで)	超過料金 (基本水量を超 える1? まで)	13mm	1,050円	55円	20mm	1,575円	55円	25mm	1,890円	55円	30mm	2,100円	55円	40mm	2,100円	55円	50mm	2,625円	55円	75mm	5,670円	55円	1世帯2ヶ月当たり				口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超 える1? まで)	13mm	20? まで	1,680円	55円	20mm	30? まで	2,520円	55円	25mm	30? まで	3,360円	55円	40mm	40? まで	5,040円	55円	50mm	50? まで	6,720円	55円			
1世帯2ヶ月当たり																																																													
口径	基本料金 (20? まで)	超過料金 (基本水量を超 える1? まで)																																																											
13mm	1,050円	55円																																																											
20mm	1,575円	55円																																																											
25mm	1,890円	55円																																																											
30mm	2,100円	55円																																																											
40mm	2,100円	55円																																																											
50mm	2,625円	55円																																																											
75mm	5,670円	55円																																																											
1世帯2ヶ月当たり																																																													
口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超 える1? まで)																																																										
13mm	20? まで	1,680円	55円																																																										
20mm	30? まで	2,520円	55円																																																										
25mm	30? まで	3,360円	55円																																																										
40mm	40? まで	5,040円	55円																																																										
50mm	50? まで	6,720円	55円																																																										

現 状

項 目	海津町	平田町	南濃町																																												
料 金			<p style="text-align: center;">上野河戸簡易水道(拡張区域)</p> <p style="text-align: center;">1世帯2ヶ月当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金 (基本水量を超える1?まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>30?まで</td> <td>1,470円</td> <td>85円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">北部簡易水道</p> <p style="text-align: center;">1世帯2ヶ月当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金 (基本水量を超える1?まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>20?まで</td> <td>1,680円</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>20?まで</td> <td>3,360円</td> <td>85円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">北部広域簡易水道(営農飲雑用水施設)</p> <p style="text-align: center;">1世帯2ヶ月当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金 (基本水量を超える1?まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>20?まで</td> <td>1,680円</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>20?まで</td> <td>2,520円</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>20?まで</td> <td>3,360円</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>50?まで</td> <td>6,720円</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>50?まで</td> <td>9,450円</td> <td>85円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1?まで)	13mm	30?まで	1,470円	85円	口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1?まで)	13mm	20?まで	1,680円	85円	25mm	20?まで	3,360円	85円	口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1?まで)	13mm	20?まで	1,680円	85円	20mm	20?まで	2,520円	85円	25mm	20?まで	3,360円	85円	50mm	50?まで	6,720円	85円	75mm	50?まで	9,450円	85円
口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1?まで)																																												
13mm	30?まで	1,470円	85円																																												
口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1?まで)																																												
13mm	20?まで	1,680円	85円																																												
25mm	20?まで	3,360円	85円																																												
口径	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1?まで)																																												
13mm	20?まで	1,680円	85円																																												
20mm	20?まで	2,520円	85円																																												
25mm	20?まで	3,360円	85円																																												
50mm	50?まで	6,720円	85円																																												
75mm	50?まで	9,450円	85円																																												

参 考

地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

(3項以下は省略)

### 海津郡 3 町合併協議会の調整内容

(協議第 4 1 号) H15. 2.12(第 6 回)提出 H15. 3.13(第 10 回)確認

協議第 4 1 号	各種事務事業の取扱いに関する事	協議細目	上下水道事業 (下水道事業)
調整方針 (案)	<p>1 受益者負担金及び納期については、現行どおり新市に引き継ぎ、事業完了後統一するものとする。公共枵を 2 個設置する場合及び世帯の取り扱いについても同様とする。</p> <p>2 3 町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、海津町の例による基本料金 1,600円 / 10? 超過料金 160円 / ? とし、合計額に消費税を加えたものとする。(10円未満切り捨て)</p> <p>3 使用料の納期については、平田町の例により統一(隔月)するものとする。</p> <p>4 南濃町の農業集落排水使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>		

項 目	現 状																																
	海津町	平田町	南濃町																														
負 担 金 の 賦 課 及 び 徴 収	<p>町長は、公告のあった区域に係る受益者ごとに、負担金を賦課するものとする。</p> <p>町長は、負担金額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>負担金は、2 年半に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申し出をしたときは、この限りでない。</p>	<p>町長は、公告のあった区域に係る受益者ごとに、負担金を賦課するものとする。</p> <p>町長は、賦課を決定したときは、遅滞なく負担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>負担金は、5 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申し込みをしたときは、この限りでない。</p>	<p>町長は、公告のあった区域に係る受益者ごとに、負担金を賦課するものとする。</p> <p>町長は、負担金額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>負担金は、5 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申し出をしたときは、この限りでない。</p>																														
負 担 金 の 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">排 水 人 口</th> <th style="width: 50%;">負 担 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般世帯</td> <td></td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">事業所、 飲食店等</td> <td style="text-align: center;">11人以上50人未満</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100人以上</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共マスを 2 個設置する場合の負担金額は、前記金額と同額を増するものとする。</p> <p>排水人口については、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」によるものとする。</p>	区 分	排 水 人 口	負 担 金 額	一般世帯		25万円	10人以下		事業所、 飲食店等	11人以上50人未満	40万円	50人以上100人未満	50万円	100人以上	100万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">排 水 人 口</th> <th style="width: 50%;">負 担 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般世帯</td> <td></td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">事業所、 飲食店等</td> <td style="text-align: center;">11人以上50人未満</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100人以上</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共マスを 2 個設置する場合の負担金額は、前記金額のそれぞれ 5 割増とする。</p> <p>排水人口については、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 ( J I S A 3302 2000 )」によるものとする。</p>	区 分	排 水 人 口	負 担 金 額	一般世帯		25万円	10人以下		事業所、 飲食店等	11人以上50人未満	30万円	50人以上100人未満	40万円	100人以上	50万円	一世帯又は規則で定める一単位当たり 26万円
区 分	排 水 人 口	負 担 金 額																															
一般世帯		25万円																															
	10人以下																																
事業所、 飲食店等	11人以上50人未満	40万円																															
	50人以上100人未満	50万円																															
	100人以上	100万円																															
区 分	排 水 人 口	負 担 金 額																															
一般世帯		25万円																															
	10人以下																																
事業所、 飲食店等	11人以上50人未満	30万円																															
	50人以上100人未満	40万円																															
	100人以上	50万円																															
負 担 金 納 期	<p>第 1 期 5月15日から同月31日まで</p> <p>第 2 期 11月15日から同月30日まで</p> <p>第 3 期 5月15日から同月31日まで</p> <p>第 4 期 11月15日から同月30日まで</p> <p>第 5 期 5月15日から同月31日まで</p>	<p>第 1 期 8月15日から同月31日まで</p> <p>第 2 期 翌年1月15日から同月31日まで</p>	<p>第 1 期 5月20日から同月31日まで</p> <p>第 2 期 8月20日から同月31日まで</p> <p>第 3 期 11月20日から同月30日まで</p> <p>第 4 期 翌年2月20日から同月末日まで</p>																														

現 状

項 目	海津町	平田町	南濃町																																																																				
受 益 者 使 用 料 の 徴 収	使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。	使用料は、公共下水道使用料納入通知書又はその他の方法により2使用月ごとに徴収する。	使用料は、定例日現在により2使用月ごとに算定し、納入通知書又はその他の方法により徴収する。																																																																				
使 用 料	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金1? につき</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10?</td> <td>1,600円</td> <td></td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用月ごとに算出した合計額に1.05を乗じて得た金額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p>	基本料金		超過料金1? につき		水量	料金	水量	料金	10?	1,600円		160円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過使用料金1? につき</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10?</td> <td rowspan="3">1,600円</td> <td>10? を超え 50? まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>50? を超え 100? まで</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>100? を超 える場合</td> <td>180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2使用月ごとに算出した合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額を加えた額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>農業集落排水処理施設</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過使用料金1? につき</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10?</td> <td rowspan="3">1,600円</td> <td>10? を超え 50? まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>50? を超え 100? まで</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>100? を超 える場合</td> <td>180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>消費税については同上のとおり</p>	基本料金		超過使用料金1? につき		水量	料金	水量	料金	10?	1,600円	10? を超え 50? まで	160円	50? を超え 100? まで	170円	100? を超 える場合	180円	基本料金		超過使用料金1? につき		水量	料金	水量	料金	10?	1,600円	10? を超え 50? まで	160円	50? を超え 100? まで	170円	100? を超 える場合	180円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金1m<sup>2</sup> につき</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10?</td> <td rowspan="2">2,050円</td> <td>10? 以上 40? まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>40? 以上</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>志津・駒野新田農業集落排水処理施設</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1世帯2箇月当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3,360円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家庭の雑排水は1人2箇月当たり12? とし、し尿は1人2箇月当たり4? とみなす</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1? につき110円</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金		超過料金1m <sup>2</sup> につき		水量	料金	水量	料金	10?	2,050円	10? 以上 40? まで	140円	40? 以上	160円	1世帯2箇月当たりの使用料		基本料金		3,360円		家庭の雑排水は1人2箇月当たり12? とし、し尿は1人2箇月当たり4? とみなす		1? につき110円	
基本料金		超過料金1? につき																																																																					
水量	料金	水量	料金																																																																				
10?	1,600円		160円																																																																				
基本料金		超過使用料金1? につき																																																																					
水量	料金	水量	料金																																																																				
10?	1,600円	10? を超え 50? まで	160円																																																																				
		50? を超え 100? まで	170円																																																																				
		100? を超 える場合	180円																																																																				
基本料金		超過使用料金1? につき																																																																					
水量	料金	水量	料金																																																																				
10?	1,600円	10? を超え 50? まで	160円																																																																				
		50? を超え 100? まで	170円																																																																				
		100? を超 える場合	180円																																																																				
基本料金		超過料金1m <sup>2</sup> につき																																																																					
水量	料金	水量	料金																																																																				
10?	2,050円	10? 以上 40? まで	140円																																																																				
		40? 以上	160円																																																																				
1世帯2箇月当たりの使用料																																																																							
基本料金																																																																							
3,360円																																																																							
家庭の雑排水は1人2箇月当たり12? とし、し尿は1人2箇月当たり4? とみなす																																																																							
1? につき110円																																																																							

参考資料

項 目	使 用 料		海津町	平田町	南濃町
上水道料金 (税込) 1ヶ月当り	10?	現料金	1,470円	1,470円	950円
		新料金	1,470円	1,470円	990円
	20?	現料金	2,940円	2,835円	1,900円
		新料金	2,940円	2,830円	1,990円
	30?	現料金	4,410円	4,200円	2,900円
		新料金	4,410円	4,200円	3,040円
	40?	現料金	5,880円	5,565円	3,900円
		新料金	5,880円	5,560円	4,090円
下水道料金 (税込) 1ヶ月当り	10?	現料金	1,680円	1,680円	2,050円
		新料金	1,680円	1,680円	1,680円
	20?	現料金	3,360円	3,360円	3,450円
		新料金	3,360円	3,360円	3,360円
	30?	現料金	5,040円	5,040円	4,850円
		新料金	5,040円	5,040円	5,040円
	40?	現料金	6,720円	6,720円	6,250円
		新料金	6,720円	6,720円	6,720円
上・下水道 料金合計 (税込) 1ヶ月当り	10?	現料金	3,150円	3,150円	3,000円
		新料金	3,150円	3,150円	2,670円
	20?	現料金	6,300円	6,195円	5,350円
		新料金	6,300円	6,190円	5,350円
	30?	現料金	9,450円	9,240円	7,750円
		新料金	9,450円	9,240円	8,080円
	40?	現料金	12,600円	12,285円	10,150円
		新料金	12,600円	12,280円	10,810円